

よみがえれ！  
有明訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-894-1781  
090-9602-0700

国交省

# 諫早干拓潮受堤防 防災効果なし

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団らは、7月28日、国土交通省と懇談を行った。

原告団らは、国交省に対し、諫早湾を締め切る全長7キロにも及ぶ潮受堤防の防災効果について質問した。これに対し、国交省は、潮受堤防には、諫早大水害などの諫早市街地の水害を防ぐ効果はない、諫早市街地の水害防止は本明川の河川管理によるべきであると回答した。

諫早市は1957年の諫早大水害によって数百人に及ぶ死者を出したが、農水省が進めてきた国営諫早湾干拓事業には、諫早大水害のような洪水を防ぐ効果がないことが国交省の回答からも明らかになった。

これまで、農水省は、諫早大水害の記憶が残る諫早市民に対して、ことさらに防災効果を強調し、干拓事業への理解と協力を求めてきたが、この農水省の姿勢について、干拓事業を強行するために諫早市民を騙し続けてきたのではないかと諫早市民から批判の声が上がっている。

現実に、潮受堤防の締め切り前後を比較すると、締切後の方が格段に後背地の湛水被害が増加しており潮受堤防が防災面で

逆効果に作用していることはデタラメの上からも明らかである。

**責任逃れ(調整池) 国交VS農水**

諫早干拓調整池の水質が環境基準を数倍超えるまでに悪化し、今後も改善の見通しが立っていない問題について、調整池を管理する国交省は、原告団らの質問に対し、施設(潮受堤防)の設置者である農水省が責任を負うべきだ、農水省に任せるとして、調整池の水質改善について農水省に責任をなすりつけることに終始した。

国交省は、今年4月に、調整池について本明川の河口として1級河川指定をしたが、河川指定前に国交省は、指定後は河川局(国交省)が水質管理に責任を負うと明言していたが、その約束にも反する責任逃れの態度に終始した。

今後、調整池からの農業用水や排水に起因して農業被害や漁業被害が発生した場合の国交省の責任のあり方が問われることとなる。

**環境省 当惑 農相アセス発言に**

若林農相(当時)が7月10日に開門調査のための環境アセスを実施すると発言したことについて、環境アセスを所管する環境省に対し農水省から具体的申し入れがなされていないことが7月28日の原告団らと環境省の懇談の中で明らかになった。環境省の担当者には、「農相は環境アセスと言って、本来的なアセスの対象になるわけではないので、言葉だけが独り歩きしており、こちらも困っている。」「農水省から協議の申し入れもないので、環境省としても何をやるべきか分からない」と当惑を隠せない様子であった。

**農水省の調整池水質 改善に懸念 環境省**

調整池の水質が基準を大幅に上回っていることについて、環境省は「(農水省が)基準を達成していないことは問題だ」「農水省に対して速やかに確実に対策を取れと提言している」と語った。また、農水省が確約していながら何度も目標を達成できておらず、今回も言

葉だけに終わるのではとの懸念について環境省は「その懸念は環境省も持っている」「農水省があと5年で目標を達成できるか疑問を持っている」として農水省に対する不信感をあらわにした。

**農水省反省なし アセス 国民の関与認めず**

7月28日、農水省は、開門調査に向けたアセスについて、アセス指針の策定にあたって国民の意見を取り入れる気がなく、あくまでも農水省内部でのみ検討する方針であることを明らかにした。

原告団らは、何ら反省の見られない農水省の姿勢に対し、2週間前まで断固開門しないと意地を張っていた人間に開門に向けたアセスの提言ができるはずはない、漁民の声を聞けと抗議の声をあげた。



調整池(左)の水が緑白色に変色しているのがはっきりと確認できる(8月3日潮受堤防上で撮影。右は有明海)